

**高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務に係る
公募型プロポーザル実施案内**

高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施します。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 次の対象施設新築工事の基本設計
- 用 途 展示場及び集客・交流施設
- 建物規模 延べ面積 約 3,200～3,500 m²
- 工事場所 高岡市二塚地内
- (3) 履行期間 契約締結から 6 箇月程度（予定）

2 参加資格の概要

技術提案書の提出者は、次に掲げる参加資格を満たしている者とする。

ア 技術提案書提出時点において富山県における令和 7・8 年度建築コンサルタント競争入札参加資格者名簿に登録されている事務所（以下「事務所」という）で、富山県内の事務所又は富山県内の事務所を含む 2 者の事務所で構成される設計共同体（JV）であること。また、事務所が富山県における令和 7・8 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていないこと。

単体の場合	① 富山県において一級建築士事務所の登録 ^{※1} を受けていること ② 所属する一級建築士 ^{※2} が 5 名以上であること ③ 所在地 ^{※3} は富山県内とする ④ 同一組織からの参加は 1 組に限る ⑤ 下記イ～オの条件を満たしていること
共同企業体の場合	① 構成員は 2 者とし、そのうち 1 者を代表者とする ② 各構成員の出資比率はそれぞれ 20%以上とすること ③ 各構成員とも一級建築士事務所の登録 ^{※1} を受けていること。なお、うち 1 者は富山県において登録を受けていること。 ④ 各構成員に所属する一級建築士 ^{※2} がそれぞれ 2 名以上、かつ、合計が 5 名以上であること ⑤ 各構成員のうち 1 者の所在地 ^{※3} は富山県内とする ⑥ 各構成員とも下記イ～エの条件を満たしていること ⑦ 代表者は下記オの規定に掲げる実績を有すること

※1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

※2 参加表明書の提出期限の日までに3箇月以上の継続的雇用関係にあるものに限る。

※3 所在地は建築コンサルタント入札参加資格審査申請にあたって記載した主たる営業所の所在地とする。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 参加表明書の期限の日において建築コンサルタント業務等に関し、富山県の指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 本プロポーザルに参加する事務所（単体又は設計共同体）は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員でないこと。

オ 延べ面積1,000㎡以上※4、かつ、柱スパン20m以上の無柱空間を内包する建築物の新築又は増築の設計実績（工場、車庫、倉庫その他これらに類するものを除き、平成22年4月1日以降に工事が完成したもの又は参加表明書の提出期限までに設計が完了し、確認済証が交付されているものに限る。）を有すること。

※4 新築又は増築部分の面積に限る

3 手続き等

(1) 担当部署

富山県土木部営繕課営繕第一係 住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
電話：076-444-3362（直通）
メールアドレス：aeizen@pref.toyama.lg.jp

(2) 説明書の配布

本プロポーザルの詳細について記載した説明書を次のとおり配布します。

配布場所：富山県土木部営繕課

配布期間：実施案内から令和7年6月6日（金）まで

※富山県公募型プロポーザル専用ページ

（URL：<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/index.html>）からもダウンロードできます。ダウンロードは技術提案書の提出期限まで行うことができます。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：参加表明書 令和7年6月6日（金）17時まで

技術提案書 令和7年7月4日（金）17時まで

提出場所及び方法：上記(1)に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 担当チームの能力（技術者等の経験及び能力）

配置予定技術者の資格・類似業務等の実績の内容

(2) 担当チームの対応（業務の実施方針・手法）

業務の理解度、実施方針及び課題に関する提案内容の妥当性等

5 その他

- (1) 審査委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積書徴収が不可能となった場合は、優秀者を見積書徴収の相手方とする。
- (2) 設計委託料は、県の基準により算定した額の範囲内で随意契約する。
- (3) 詳細は説明書による。